

【参考】補助対象経費になるもの・ならないものの例

- ※ 例示にないものは基本的には対象外になりますので、対象物品に準ずるものについては、事前にお問い合わせください。
- ※ 感染症対策や飲食店における業態転換以外への使用の可能性のあるものについては、基本的には対象外となります。
- ※ **囲み**の物品は、消耗品扱いとして、上限を3万円までとします。
(鉄道・道路旅客運送業除く)

店舗における感染症対策

分類	対象（申請できます）	対象外（申請できません）
飛沫感染防止・接触感染防止	アクリル板・カーテン等（材料費も一部可）、レジにおける感染防止対策（電子決済、セルフレジ、自動券売機等の導入、コイントレー）、个人防护具（フェイスシールド、ゴーグル等）、 マスク 、 使い捨て手袋 、来客が触れる設備のセンサー化（自動ドア、照明、自動開閉便座等）	本来業務に必要な衛生・清掃器具（ゴミ袋、割り箸、レジ袋、掃除用具、アメニティグッズ、ゴミ箱等）
距離の確保	パーテーション、カーテン等、屋外での営業を新たに始める際の物品（椅子やテーブル、日よけ等）、店舗の改装、来客案内用のポスターやステッカー等（外注費）	リモートでの接客対応（オンライン授業やリモートでの相談、打合せ）、従業員のテレワーク、インカム機器、掲示物の作成に係る機器・材料費（ラミネーター、プリンター、用紙、インク、ラベルシール、パソコン、画像編集ソフト等）
換気	換気扇、空気清浄機、エアコン、扇風機、送風機、窓、網戸、 加湿器	交換用フィルター、網戸の張替、電源延長コード
消毒・抗菌化	消毒用品（消毒液ポンプ、消毒液スタンド、消毒剤噴霧器、オゾン発生器、紫外線消毒器等）、 消毒液 、 除菌シート 、店内の消毒作業の委託、店内施設の抗菌化（土足部分を除く）	一般的な清掃業務の委託、リネン類や制服等のクリーニング、食洗器、首下げ型などの携帯型除菌剤
手洗い	センサー式水道蛇口、 石けん 、 ペーパータオル 手洗い場の新設工事	
体調管理	体温計、サーモカメラ	
諸経費	対象物品の購入に係る送料、対象物品のリース・レンタル、設備設置のための工事費	物品の維持費（修理費用、電気料、保証料等）、従業員人件費や役員報酬、専門家への相談料や謝金、申請手続きに要する経費（郵便料、手数料、交通費等）、対象物品の購入に係る代引手数料、振込手数料

飲食店における業態転換（テイクアウト、デリバリー、移動販売）

分類	対象（申請できます）	対象外（申請できません）
販売促進費	販促物の作成等に係る外注費 （メニュー表やチラシの作成・印刷・配布、 広告・PR 動画・サイトの制作・掲載、 看板・のぼり・POP の制作）	販促物の作成に係る機器・材料費 （ラミネーター、プリンター、用紙、 インク、ラベルシール、パソコン、 画像編集ソフト等）、ノベルティグッズ
車両費	自動車・バイクのリース・レンタル、 自転車・台車など軽車両の購入	自動車・バイクの購入、車両の維持費 （保険料、車検費用等）
器具備品費	Wi-Fi 導入費、タブレット端末（店外での注文や 会計用等）、運搬容器、ショーケース、保温器、 移動販売用の調理器具	既存の器具の買い換え（調理器具、通信 機器など）
工事費	営業許可の基準を満たすための設備の導入や厨 房の改装	
手数料	宅配代行サービスに係る初期登録料、 月額使用料、配送手数料	代引手数料、振込手数料
消耗品費	弁当容器、使い捨て食器、割り箸、おしぼり、 手提げ袋	